

障害福祉サービス事業所等の新設・移転の前に、「土砂災害特別警戒区域」又は「土砂災害警戒区域」の確認をお願いします

本市では、平成26年8月、平成30年7月及び令和3年8月の豪雨災害により多大な被害が生じました。

障害のある方は、災害時の避難が困難であることから、本市では以下のサービスについて「土砂災害特別警戒区域」又は「土砂災害警戒区域」内での事業所の設置を原則不可の取扱いをしています。

- | | | |
|--------------|------------------|---------|
| ・生活介護 | ・自立訓練（機能訓練・生活訓練） | ・就労移行支援 |
| ・就労継続支援A型・B型 | ・共同生活援助 | ・短期入所 |
| ・障害者支援施設等 | ・放課後等デイサービス | ・児童発達支援 |
| ・医療型児童発達支援 | ・障害児入所施設等 | |

事業所の新設又は移転を検討されている事業者におかれましては、予定地がこれらの区域に含まれていないかご確認いただきますようお願いします。

ご不明な点がございましたら、障害自立支援課にお問い合わせください。

【「土砂災害特別警戒区域」又は「土砂災害警戒区域」の確認方法】

広島県のウェブサイト「土砂災害ポータルひろしま」から確認することができます。
(<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/keikai.aspx>)



併せて、事業所の予定地及び建物は、以下の法令を遵守している必要があります。

- ・ 建築基準法（建築士等にご相談ください）
- ・ 消防法（予定地最寄の消防署にご相談ください）
- ・ 都市計画法（各区建築課にご相談ください）

広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課
電話：(082) 504-2841 FAX：(082) 504-2256
電子メール：jiritsu@city.hiroshima.lg.jp